

消費税率引き上げに伴う上下水道料金改定のお知らせ

10月1日から消費税率が10%に変わります。これに伴い上下水道料金等にかかる消費税率も変更となりますのでお知らせします。

1 令和元年9月30日以前から引き続きご使用の場合

上下水道の検針は、原則として2ヶ月に1度実施しています。

今回の消費税率改定の施行日（令和元年10月1日）前から継続して使用されているお客様については、次のとおり、経過措置（経過措置期間：令和元年10月31日）の適用があります。

偶数月検針地区

（中央、宮原、警固屋、阿賀、広、仁方、安浦、川尻、蒲刈、下蒲刈、豊、豊浜）

令和元年12月検針分から、新税率10%が適用となります。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分 （消費税率8%）	← 使用期間 →		検針	料金請求		
12月検針分 （消費税率10%）			← 使用期間 →		検針	料金請求

奇数月検針地区

（中央、昭和、吉浦、天応、郷原、音戸、倉橋）

令和2年1月検針分から、新税率10%が適用となります。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
11月検針分 （消費税率8%）	← 使用期間 →		検針	料金請求		
1月検針分 （消費税率10%）			← 使用期間 →		検針	料金請求

2 令和元年10月1日以降にご使用の場合

最初の検針分から、新税率10%が適用となります。

3 引っ越しなどで使用を中止される場合

使用を中止される日により、適用となる税率が変わりますので、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

参考：上下水道料金表（2か月分、消費税（10%）込み）

区分	用途	基本料金 （2か月につき）		従量料金 （1㎡につき）						
		メータの口径	金額	1㎡～20㎡	21㎡～40㎡	41㎡～60㎡	61㎡～100㎡	101㎡～200㎡	201㎡～1,000㎡	1,001㎡以上
水道	一般	13mm	2,288.0 円	22.0 円	242.0 円	275.0 円	286.0 円	302.5 円	308.0 円	313.5 円
		20mm	2,376.0 円							
		25mm	2,464.0 円							
	用	40mm	10,120.0 円	176.0 円						
		50mm	33,000.0 円							
		75mm	75,900.0 円							
		100mm	147,400.0 円							
		150mm	392,920.0 円							
200mm	768,680.0 円									
下水道	一般用	2,354.0 円	16.5 円	220.0 円	242.0 円	286.0 円	319.0 円	341.0 円	363.0 円	

【お問い合わせ先】
お客様サービスセンター
TEL 0823-26-1622